

令和7年度

国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成制度のご案内



二酸化炭素の排出削減に向けた行動を促進し、脱炭素社会の実現に寄与するため、再エネ・省エネ設機器等を市内の住宅や事務所等に設置した方に設置費用の一部を補助します。

補助対象機器	補助金額
太陽光発電機器	30,000 円/kW(上限 150,000 円)
燃料電池コージェネレーション機器	一律 60,000 円
蓄電池システム	一律 60,000 円
高断熱窓	設置費用の 8 分の 1(上限 80,000 円)

申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月 31 日(火)

※先着順、予算額に達し次第終了します。

※年度末に近い時期に申請を行う場合は事前にお問合せください。

手続き・問合せ先

国分寺市 まちづくり部 環境経営課 〒185-8501 国分寺市泉町 2-2-18 国分寺市役所 3 階
電話: 042-312-8663 受付時間: 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時 30 分～午後5時

<目 次>

助成対象者	1
助成対象機器等	1
手続きの流れ	3
必要な書類	4
写真の例	6
申請方法	6
郵送で提出される際の注意点	7
助成金受領後のご注意	7
環境家計簿の提出	7
その他	7
手続き・問合せ先	8
記入例	9

助成対象者 ※①～⑧全てに該当している必要があります。

- ①市内に住宅・事務所等の建物を所有している方(法人等を含む。以下同じ。)
- ②市税を完納している方
- ③令和7年度中に所有する既存の建物に、未使用の助成対象機器等を新たに設置した方。または、蓄電池・燃料電池システム(エネファーム)のいずれかもしくはその両方が設置された(未使用品に限る。)市内の建物を購入した方
※助成対象機器等を設置した建物の販売を目的としている場合は助成対象外
- ④助成対象機器の購入・設置について、費用を負担した方
- ⑤令和7年度内に同一の建物・同一の助成対象機器等について本助成制度の助成金の申請を行っていない方(建物の共有者も含む。)
- ⑥令和8年3月31日(火)までに必要な申請書類を全てご提出いただける方
- ⑦助成金交付後に環境家計簿の提出にご協力いただける方
※7ページ「環境家計簿の提出」を参照
- ⑧<分譲マンションなどの区分所有の建物の場合>
管理組合や他の区分所有者等から機器等の設置について承認を得ている方

助成対象機器等 ※①・②全てに該当している必要があります。

- ①設置した機器等によって生じた電気等は設置した自らの所有する建物での消費用であること。
※助成対象機器等を設置した建物の販売を目的としている場合は助成対象外。設置から6年間は助成対象機器等を保守・管理していただく必要があります。
※太陽光発電機器について全量売電の場合は助成対象外(余剰売電の場合は助成対象となります。)
- ②助成対象機器等は建物に固定されたものであること。(持ち運びが可能な物は助成対象外)

<助成対象機器等ごとの設置区分による助成対象・助成対象外について>

助成対象機器等	設置区分	
	既存建物への機器の設置	建物と助成対象機器の同時購入等(建築も含む。)
太陽光発電機器	助成対象	対象外
燃料電池コージェネレーション機器 (エネファーム)		助成対象
蓄電池システム		助成対象
高断熱窓		対象外

<助成対象機器等の区分ごとの要件・助成金額>

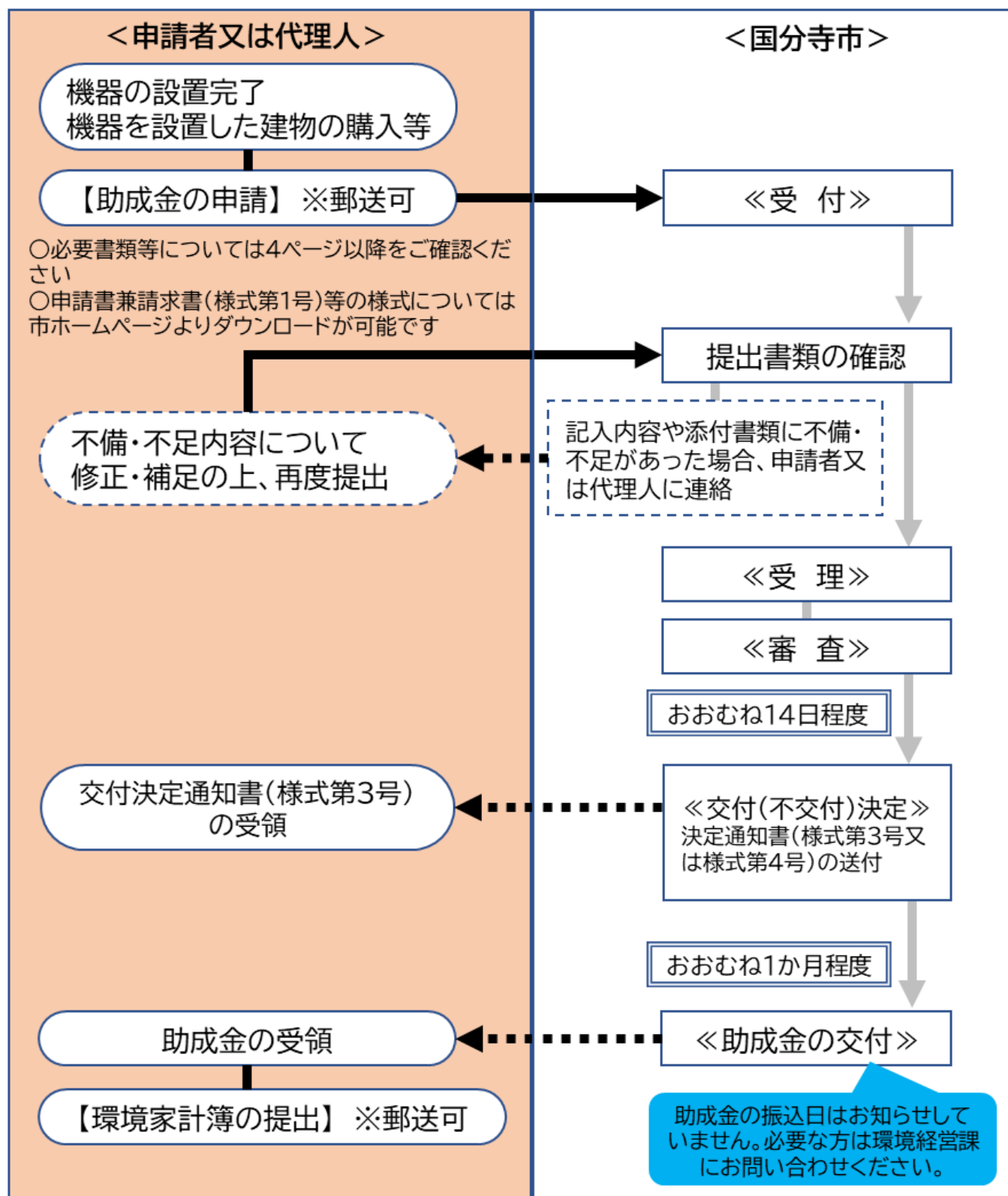
助成対象機器等※1	要件	助成金額
太陽光発電機器 (設置された建物の購入の場合は対象外)	一般財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもののうち市長が認めるものであること。 (屋根以外の壁面等に取り付けるものも含まれます。※5)	30,000 円/kW (上限 150,000 円) ※設置した機器の公称最大出力値(単位は kW(キロワット)とし、小数点以下第2位を四捨五入する。)に 30,000 円を乗じて得た額
燃料電池コージェネレーション機器	国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 燃料電池普及促進協会(FCA)により登録されているものであること。	一律 60,000 円
蓄電池システム	国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。	一律 60,000 円
高断熱窓 (設置された建物の購入の場合は対象外)	次の条件を全て満たす必要があります。 ①既存の窓の断熱改修であること。 (外に面した既存の窓を高断熱窓に交換する工事が対象です。) ②居室(リビングや寝室、事業所の事務室等)ごとに全ての窓を高断熱窓にすること。 なお、居室以外の部屋(廊下・玄関などの非居室)にも高断熱窓を設置する場合は、1の居室の全ての窓を高断熱窓にした上で、非居室の窓においても1か所以上、高断熱窓を設置すること。 ③国が実施する補助事業における補助対象機器として、公益財団法人 北海道環境財団により登録されているものが対象です。	設置費用の 8 分の 1 (上限 80,000 円) (千円未満切捨て)

※1 助成対象機器を2種類以上同時に交付申請することも可能です。

【助成金額の計算例】

- <太陽光発電機器等の例1> 公称最大出力値3.34kW の場合(小数点以下第2位を四捨五入→3.3kW)
 $30,000 \text{ 円} \times 3.3 \text{ kW} = 99,000 \text{ 円}$ **助成金額: 99,000 円**
- <太陽光発電機器等の例2> 公称最大出力値3.35kW の場合(小数点以下第2位を四捨五入→3.4kW)
 $30,000 \text{ 円} \times 3.4 \text{ kW} = 102,000 \text{ 円}$ **助成金額: 102,000 円**
- <高断熱窓の例1> 設置費用 800,000 円 $\div 8 = 100,000 \text{ 円}$ ⇒ **助成金額: 80,000 円**
- <高断熱窓の例2> 設置費用 560,800 円 $\div 8 = 70,100 \text{ 円}$ ⇒ **助成金額: 70,000 円**

手続きの流れ



必要な書類

【共通】

1. 国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
2. 領収書内訳（様式第1号別紙）
3. 助成対象機器等の購入・設置に関する領収書の写し
※助成対象機器等の設置された建物等を購入した場合は、建物の購入等に係る領収書でも可
4. 助成対象機器等や設置場所が分かる写真 ※6ページ「写真の例」に沿って提出すること。
5. 建物の所有者を証明する書類 ※次のいずれか1点
 - ・登記事項証明書（建物）
 - ・固定資産評価証明書（建物）※助成対象機器等の設置された建物等を購入した場合は、建築工事請負契約書、住宅の売買契約書等でも可
6. 助成対象機器等が要件を満たしていることが分かる書類
7. 市税の滞納がないことを証する書類（完納証明書）
8. 《代理人が手続きを行う場合》 代理人選任届（様式第2号）
9. 《設置した建物が区分所有建築物（マンション等）の場合》
区分所有者による集会等で助成対象機器の設置について承認されたことが分かる書類
10. 《法人による申請の場合》 次の①・②の書類
 - ①登記事項証明書（会社・法人）
 - ②決算が分かる書類
11. 《非営利団体による申請の場合》 次の①～③の書類
 - ①規約
 - ②代表者が確認できる書類
 - ③活動実績が確認できる書類
12. 《管理組合による申請（区分所有建物の共有部分）場合》 次の①～③の書類
 - ①規約
 - ②管理組合の代表者であることを証する書類
 - ③助成対象機器等の設置について、管理組合の意思決定を証する書類

【注意事項】

- ・申請書や領収書内訳で訂正印により訂正する場合は、氏名の横に同じ印鑑の押印が必要となります。
- ・上記3以降の書類について、発行元（発行者）の記載されていない書類は受理できません。
- ・そのほか、申請内容により別途書類をご提出いただく場合があります。

○設置区分に応じ、書類をご提出ください。

【既存の建物に助成対象機器等を設置した場合】

1. 助成対象機器のメーカー又は設置業者が発行した、次の①～④が記載された書類

①助成対象機器等の設置完了(引渡し)日

書類例 助成対象機器等の保証書、引渡し書、工事完了確認書

②機器の品名・型番・規格(太陽光発電機器:パネル1枚当たりの公称最大出力数と設置したパネルの公称最大出力数の合計、燃料電池コージェネレーション機器:発電出力量、蓄電池:蓄電容量)

書類例 助成対象機器等の保証書、出力対比表(※太陽光発電機器)

③《太陽光発電機器の場合のみ》設置したパネルの枚数

書類例 割付図(機器の配置が分かる図面)

④《高断熱窓の場合のみ》設置場所及び数量を示す図面並びに形状・性能

書類例 断面図・平面図及びカタログ

2. 建物と助成対象機器等が同時購入でないことを証する書類

書類例 助成対象機器等の設置完了日と異なる日付の、建物の所有日が確認できる書類

3. 《高断熱窓の場合のみ》設置する前の状態が確認できる写真

※6ページ「写真の例」に沿って提出すること。

【助成対象機器等が設置された建物を購入等した場合】

※燃料電池コージェネレーション機器・蓄電池システムのみ

1. 助成対象機器のメーカー又は設置業者が発行した、機器の品名・型番・規格(燃料電池コージェネレーション機器:発電出力量、蓄電池:蓄電容量)が分かる書類

書類例 助成対象機器等の保証書

2. 契約相手方が発行した、建物の引渡し日のほか、申請者名・建物所在地等が記載されている書類

書類例 建物の引渡し書、建物の保証書

【注意事項(共通)】

- ・発行元(発行者)の記載されていない書類は受理できません。
- ・助成対象機器等が設置された建物を購入等した場合において、市外からの転入の場合は、完納証明書の提出は不要ですが、市外から転入されたことが分かる書類をご提出ください。
- ・そのほか、申請内容により別途書類をご提出いただく場合があります。

写真の例

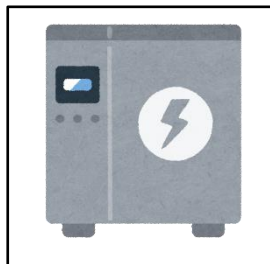
【太陽光発電機器】

太陽光パネルが建物に設置されており、設置枚数がわかる写真

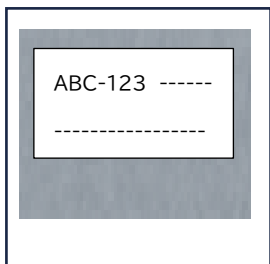


【燃料電池・蓄電池】

機器全体とその周辺が写っており、銘板に記載されている型名がわかる写真



機器全体



銘板

【高断熱窓】

設置前



設置後



助成対象となる全ての窓の設置前・設置後の状態がわかる写真

【共通事項】

①助成対象機器等を設置した建物全景がわかる写真

建物の全景が分かる写真を添付してください。



②撮影日：令和●年●月●日 国分寺太郎邸

撮影日と所有者名を記載した看板等を映し込んで撮影いただくか又は、印刷時の余白に記載してください。

申請方法

環境経営課(国分寺市役所)へ直接持参又は郵送にて提出してください。

●助成金交付申請に係る書類については、メールでの受付は行っておりません。

●詳しい住所・連絡先については、8ページ「手続き・問合せ先」をご確認ください。

郵送で提出される際の注意点

- 1 提出書類が環境経営課に到達するまで時間がかかる場合があります。特に年度末に申請される場合は、郵送にかかる時間等も含め余裕をもってご提出ください。
提出書類が申請書提出期間内に到達しなかった場合や申請書類に不備がある場合は、受理できません。
- 2 提出書類が環境経営課に到達し、全ての必要書類が整っていることが確認でき次第、受理・審査となります。
- 3 提出書類に不備・不足があった場合、修正や差し替え、追加提出を依頼いたしますので、確実に連絡のとれるご連絡先を申請書にご記入ください。
- 4 郵送に係る費用については申請者又は代理人の負担となります。

助成金受領後のご注意

- 1 同一年度内において、一つの建物につき助成対象機器の区分(2ページの表「助成対象機器等の区分ごとの要件・助成金額」を参照)ごとに1回に限り申請を行うことができます。
- 2 助成金を交付された助成対象機器は、申請者が6年間、保守・管理する必要があります。変更や処分をする場合は手続きが必要です。
- 3 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたことが判明した場合、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

環境家計簿の提出

本助成制度は、地球温暖化防止に寄与するため、二酸化炭素の排出量を削減することを目的として、助成対象機器等を設置した方へ助成金を交付しています。

助成対象機器の設置前後の二酸化炭素の排出状況を把握するため、設置後、機器使用開始から3か月(期末報告)の分)の電気・ガスの使用量を報告してください。

詳しくは、国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成金交付決定通知書に同封の「今後のお手続き等のご案内(3 環境家計簿の提出(ご協力のお願い))」をご覧ください。報告方法は、持参、郵送、メールのいずれかで環境経営課までご提出をお願いします。

その他

- 1 申請の際にご提出いただいた書類の返却はいたしません。コピーをとるなど、申請内容がお手元で確認できるようにしてください。
- 2 市からの通知書等、助成金交付申請に係る書類は大切に保管してください。
- 3 交付申請に基づき、現地調査を実施する場合があります。

手続き・問合せ先

1. 申請書等の提出先・問合せ先

○まちづくり部 環境経営課（市役所3階） 電話:042-312-8663

<ホームページ> ページ番号:1033980

URL: <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011090/1030856/1033980.html>

2. 固定資産評価証明書・完納証明書の取得手続き・問合せ先

○固定資産評価証明書 :総務部 課税課（市役所1階） 電話:042-312-8619

○完納証明書 :総務部 納税課（市役所1階） 電話:042-312-8624

【国分寺市役所】

< 住 所 >

〒185-8501

国分寺市泉町2-2-18

<受付時間>

月～金曜日(祝日・年末年始を除く。)

午前8時30分から午後5時まで



3. 登記事項証明書等の取得手続き・問合せ先

○東京法務局 立川出張所

< 住 所 > 〒190-8524 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎6階

JR中央線「立川駅」下車。北口から徒歩10分

< 電 話 > 042-524-2716(代表)

記入例＜申請書兼請求書＞

様式第1号（第5条関係）

国分寺市長 殿

申請者は建物の所有者しか
なれません。
また、申請者と口座名義人は
同一名義としてください。

令和〇年 〇月 〇日

自署以外の場合は押印が必要です（個人以外の申
請は必ず押印してください。）。
申請書等に使う印鑑は朱肉を使用する印鑑を使用
してください。※認印可、スタンプ式不可

申請者 住 所 国分寺市泉町〇-〇-〇

フリガナ コクブンジ タロウ

氏 名 国分寺 太郎

電話番号 042-×××-××××

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

※法人の場合は、必ず押印してください。

法人以外でも、本人が手書き（署名）しない場合
は、記名押印してください。

国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成金交付申請書兼請求書

国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成金交付規則第5条第1項の規定により、下
記のとおり助成金の交付を申請します。また、同規則第6条第1項の規定による交付決定を受けた場合は、交付
決定日を請求日とし、交付決定額を請求額として請求いたします。

助成対象機器等を設置した建物の住所又は
所在地を記入してください。

ください。

記

助成対象機器が太陽光発電機器の場合は必ず
公称最大出力数の合計を記入してください。

設 置 場 所	国分寺市泉町〇-〇-〇												
助 成 対 象 機 器	☒ 太陽光発電機器 公称最大出力数合計（小数点以下第2位を四捨五入） <u>3.4</u> kW ☐ 燃料電池コージェネレーション機器 ☒ 蓄電池システム ☐ 高断熱窓												
申 請 額 兼 請 求 額	申請額兼請求額 162,000 円												
口 座 振 替 依 頼 欄	ぶんじ 銀行 信用金庫 信用組合 農協 本店 西国分寺 出張所 支店 種目 1 普通預金 2 当座預金 口座番号 1 2 3 4 5 6 7 金融機関コード 1 2 3 4 5 6 7 店舗コード 口座名義人 フリガナ コクブンジ タロウ 氏 名 国分寺 太郎												

助成対象機器が複数ある場合は、合計金額を
記入してください

下記事項について、確認の上✓を付してください。

☒ 私又は上記建物の共有者は、申請日と同一年度内に、上記建物に関し、
について、この規則による助成金の交付を受けていません。

☒ 申請書兼請求書の申請者と口座振替依頼欄の口座名義人の氏名は同一人物です。

申請者と口座名義人は同一名
義としてください。

記入例＜領収書内訳書（太陽光発電機器・燃料電池コージェネレーション・蓄電池システム）＞

※契約事業者がご記入ください。

別紙

領収書を発行した事業者の住所または所在地、名称、代表者名を記載し、押印してください

領収書内訳

（太陽光発電機器・燃料電池コージェネレーション機器・蓄電池システム）

契約業者

住所または所在地 東京都国分寺市泉町▽-▽-▽

名称 泉町株式会社

代表者名 泉町 太郎

助成対象機器等を設置した建物の住所又は所在地を記入してください。

設置場所		国分寺市 泉町○-○-○				
項目（機器等名）		製造者名 (メーカー名)	型式・型番	公称最大出力 蓄電容量	数量	金額（円）
太陽光 発電 機器	太陽電池モジュール	A 社	ABC-DEF	300 W/枚	10 枚	1,000,000 円
		A 社	ABC-GHI	400 W/枚	1 枚	150,000 円
				/枚	枚	
	パワーコンディショナー	A 社	BCD-EFG	—	一式	500,000 円
	その他			—	一式	100,000 円
	設置			—	一式	100,000 円
燃料電池 コージェネレーション システム				3.4 kW	—	1,650,000 円
	機器費	B 社	CDE-FGH	kW		1,000,000 円
				—	一式	100,000 円
				—	—	1,100,000 円
蓄電池 システム	機器費	C 社	DEF-GHI	7 kWh	1	1,000,000 円
				—	一式	100,000 円
				—	一式	100,000 円
小計		—	—	—	—	1,200,000 円
助成対象設備以外		—	—	—	—	100,000 円
消費税		—	—	—	—	820,000 円
合計		—	—	—	—	9,020,000 円

形式別の太陽電池モジュール1枚あたりの公称最大出力を記入してください。

設置する太陽電池モジュールの最大出力の合計を記入してください。
※申請書の「発電出力」と同一の数値を記入してください。

一般社団法人 燃料電池普及促進協会（FCA）にて登録されている型番を記入してください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブにて登録されている型番を記入してください。

領収書と同じ金額となるようにしてください。

記入例＜領収書内訳書（断熱窓）＞

※契約事業者がご記入ください。

別紙

領収書内訳
(高断熱窓)

領収書を発行した事業者の住所又は所在地、名称、代表者名を記載し、押印してください。

契約業者

住所または所在地 東京都国分寺市泉町▽-▽-▽

名称

泉町株式会社

代表者名

泉町 太郎



申請書に記載した設置場所と同一の住所または所在地を記入してください。

設 置 場 所		国分寺市 泉町○-○-○					
項 目 (機器等名)	窓番号	製造者名 (メーカー名)	型式・型番 サイズ(mm) 幅×高さ	改修 工法	数量	金額 (円)	
高断熱窓	1	D 社	EFG-AAA (500×500)	①	2 枚	500,000 円	
	2	D 社	EFG-BBB (600×600)	②	2 枚	600,000 円	
	3	D 社	EFG-BBB (700×700)	③	2 枚	700,000 円	
			(×)		枚		
	設置工事費		—	—	一式	200,000 円	
	小 計		—	—	—	2,000,000 円	
助成対象設備以外		—	—	—	—	100,000 円	
消費税		—	—	—	—	210,000 円	
合 計		—	—	—	—	2,100,000 円	

※1 合計金額が、領収書の金額と同じであること。

※2 対応する窓の箇所が分かるように、本書類・その他の書類と共通の窓番号を付番すること。

※3 改修工法については、以下から選択すること。

- ① ガラス工法 …ガラスのみを交換する改修工法
- ② カバー工法 …既存の枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取付ける改修工法
- ③ 建具交換 …障子部分である「建具+ガラス」を一体のものとして交換する改修工法
- ④ 外窓交換 …既存窓を取外し新しい窓を取付ける改修工法
- ⑤ 内窓の取付 …既存窓の室内側に新しい窓を取付ける改修工法
- ⑥ そ の 他 …上記①～⑤以外の改修工法

記入例(代理人選任届)

様式第2号(第5条関係)

国分寺市長 殿

印鑑は朱肉を使用する印鑑を使ってください。※認印可、スタンプ式不可

令和〇年 〇月 〇

住 所 国分寺市戸倉〇-〇-〇

フリガナ コクブンジ タロウ

氏 名 国分寺 太郎

電話番号 042-××××-××××



国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成金代理人選任届

下記の者を国分寺市脱炭素社会の実現に向けた再エネ・省エネ機器等設置助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に係る手続の代理人として選任したので、届け出ます。

印鑑は朱肉を使用する印鑑を使ってください。※認印可、スタンプ式不可

記

氏 名	戸倉 花子
電 話 番 号	090-****-****
会 社 名 等	株式会社 恋ヶ窪商事
住所又は会社等の	国分寺市西恋ヶ窪*-*-*



代理人と直接連絡が取れる電話番号を記入してください。